

第3回 飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会 次第

日時: 令和元年10月28日(月)午後6時30分
場所: 飯山市役所4階全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 諮問に係る用語の定義と今後の進め方について

(2) 小中学校の適正規模・適正配置について

① 今回の提案事項について

② 小中学校の推移（検討シミュレーション）について

③ 小中学校の統合シミュレーションについて

④ 現状の通学方法について

4 その他

・ 次回(第4回)委員会 _____ 月 _____ 日 () _____ ~

5 閉 会

委員会資料 1

【用語解説】 関係法令他から

1 適正規模（学校教育法施行規則から）

小中学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

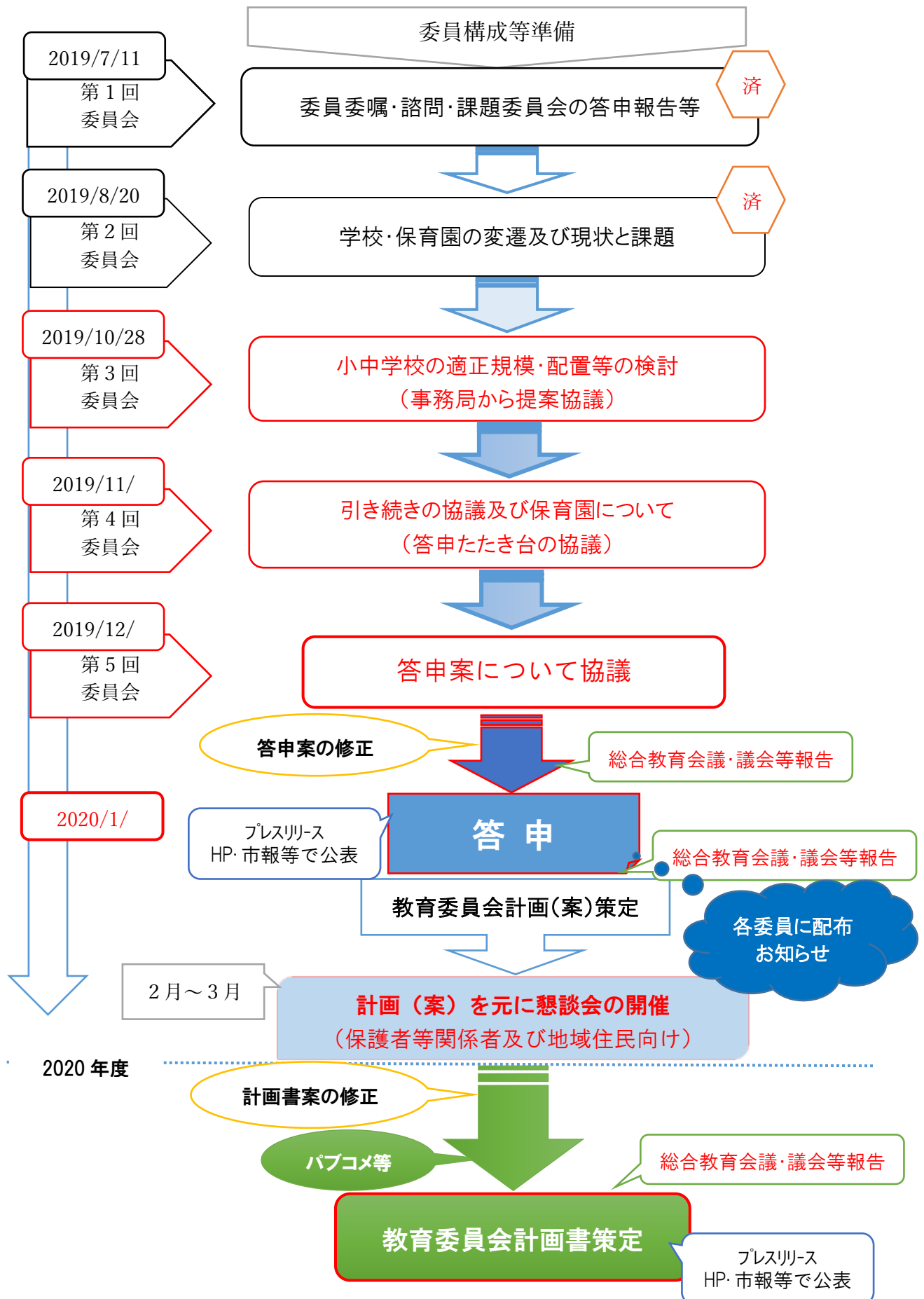
2 配 置（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロ、中学校にあつてはおおむね6キロ、あるいは通学時間が1時間以内。

3 等（何を意味するするのか。）

適正規模とするための統合の有無や具体的な位置、通学方法などを考えています。

飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会の進め方【修正版】



第3回 学校・保育園適正規模等検討委員会資料2

第2回検討委員会結果

児童・生徒数の減少のなか、小規模校・中規模校のメリット・デメリット等を考えた場合、課題検討委員会答申のとおり複数学級であることは学校生活を過ごす子ども達にとって大事なことである。最適な適正規模等について検討が必要。

第3回委員会の提案事項（小中学校について）

1 適正規模

子ども達にとって最適な教育環境とするには、1学年複数学級となる学校規模が必要と考えます。

条件

長野県の基準による1クラス 35 人以下という条件から最低でも1学年 36 人以上が必要。（36 人以上で2クラス確保）

小学校は6学年であるので、1学年 36 人以上として、最低でも 216 人以上の規模の児童数が必要。

中学校は3学年であるので、1学年 36 人以上として、最低でも 108 人以上の規模の生徒数が必要。

2 適正配置

小学校については、中学校校区での配置と低学年に配慮した通学負担の少ない学校位置と通学方法の検討が必要と考えます。

中学校については、通学基準を基に生徒数などを考慮しながら学校位置と通学方法の検討が必要と考えます。

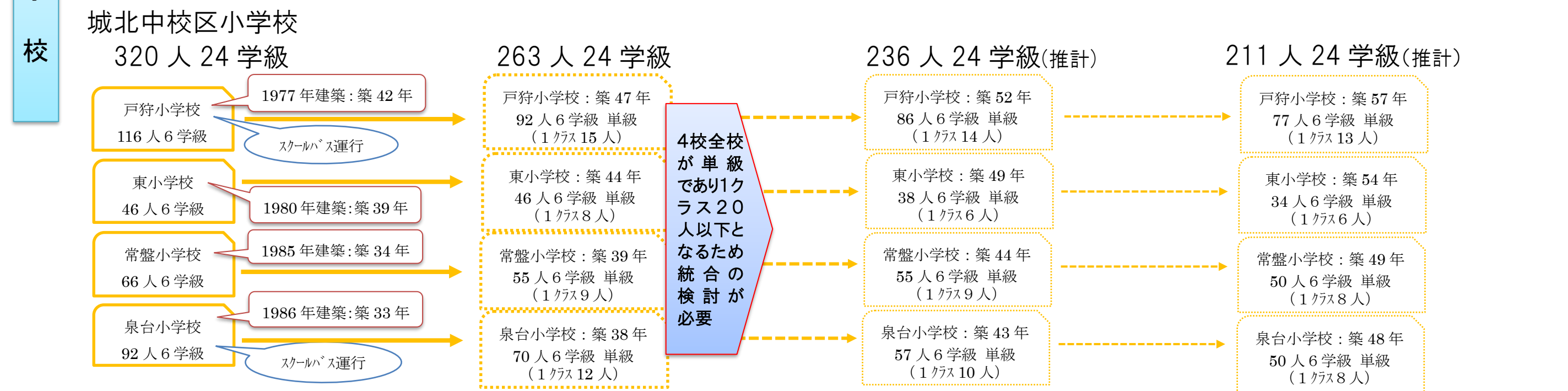
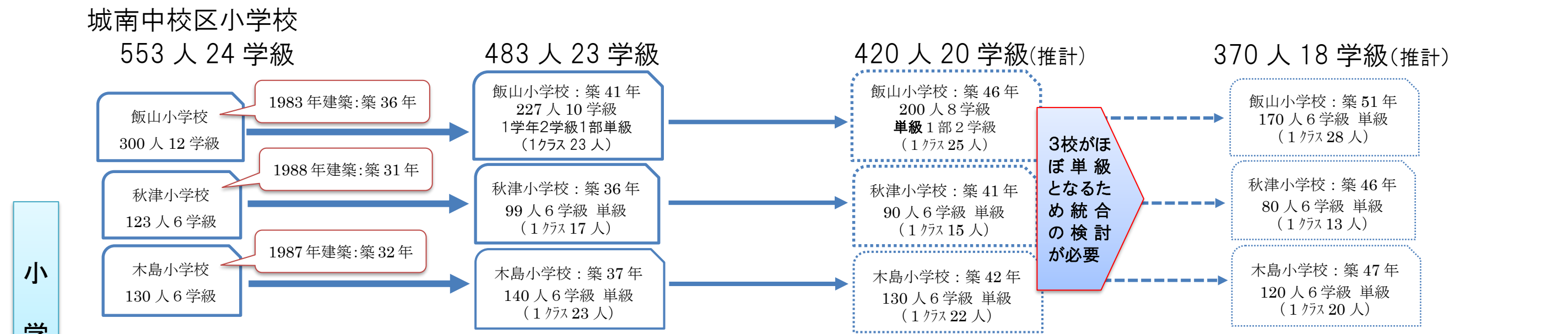
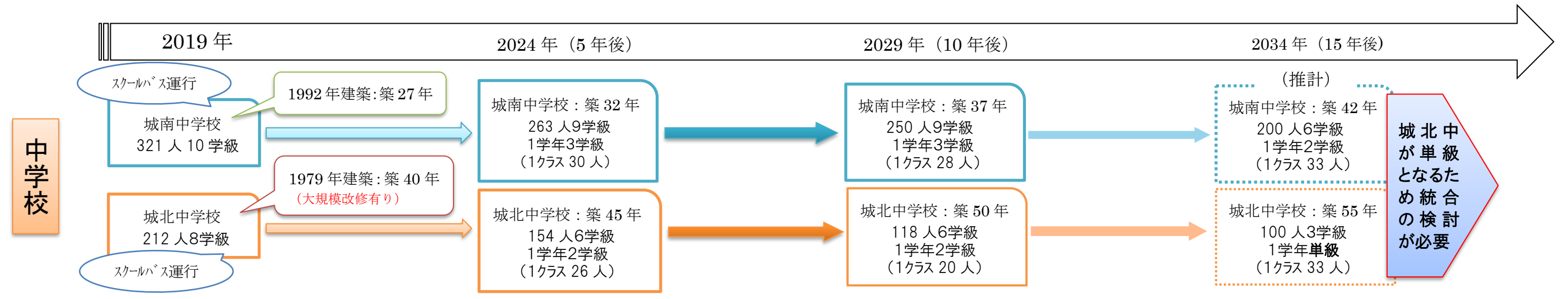
条件

小学生は基本的に徒歩かスクールバスまたは公共交通の利用となるが、現行の市の基準での通学方法と時間的に変わらないことが必要。

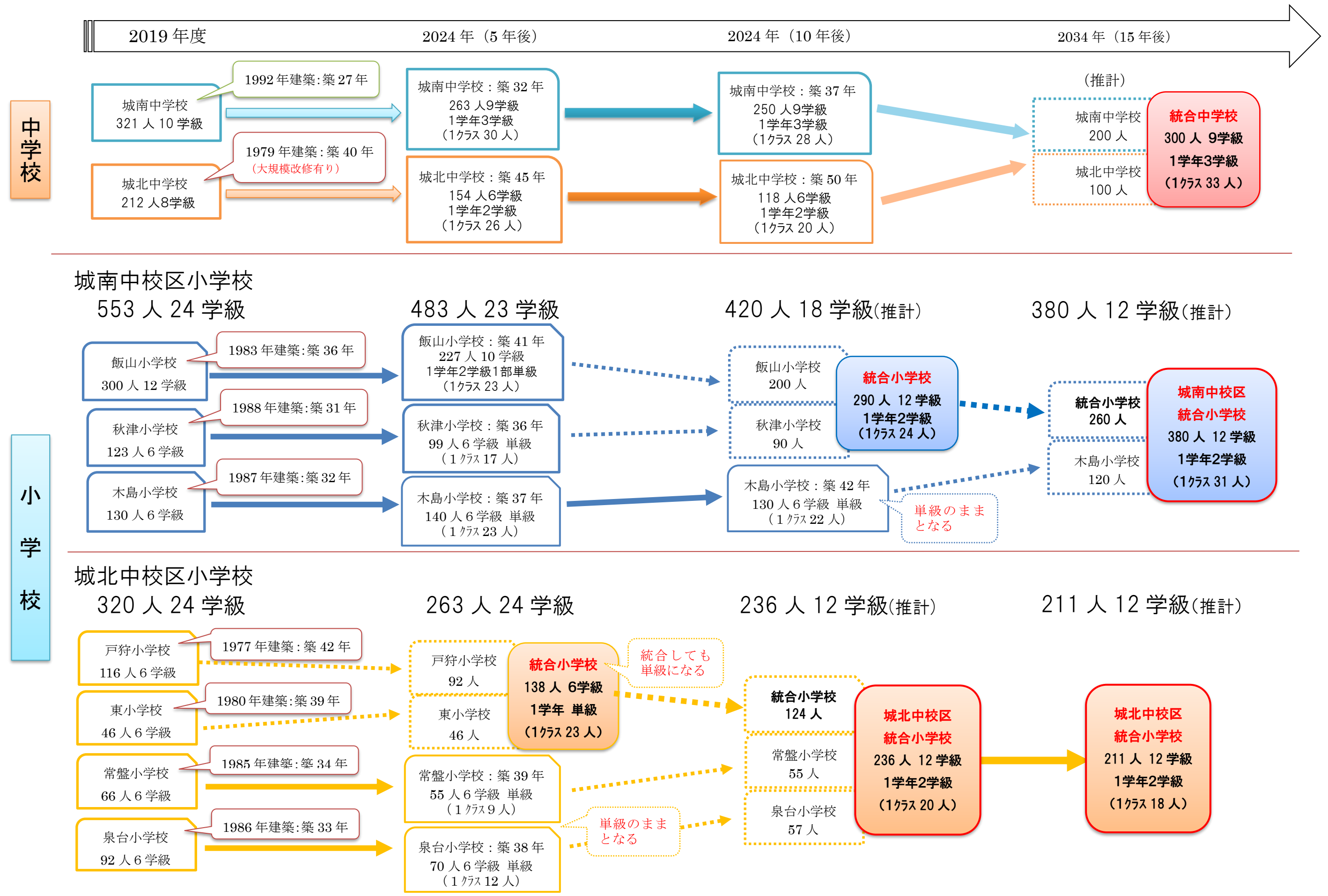
中学生は基本的に徒歩か自転車、スクールバスまたは公共交通の利用となるが、現行の市の基準での通学方法と時間的に変わらないことが必要。

以上を踏まえ、別紙のとおり検討シミュレーションをお示しします。

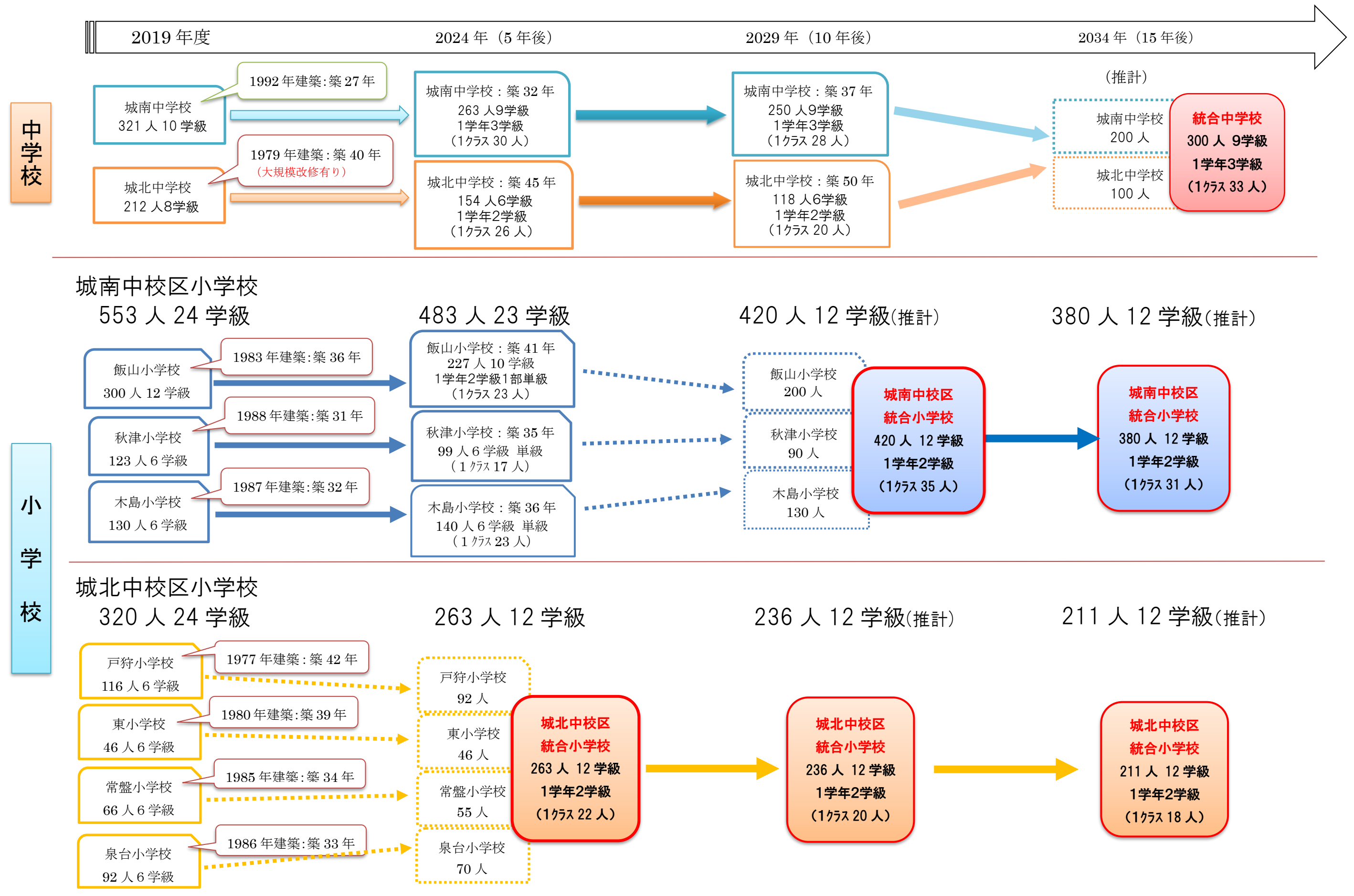
小中学校の推移(検討シミュレーション)



小中学校の統合シミュレーション(パターン1:段階的統合試案)



小中学校の統合シミュレーション(パターン2:校区毎統合試案)



小学校及び中学校に係る一般的基準と補助基準等

区分	小学校		中学校	
	一般的基準	補助基準等	一般的基準	補助基準等
学校の設置	教育上適切な環境に定める。 (学教法施行規則1条2項)	通学距離がおおむね4km以内 (施設費国庫負担法施行令3条1項2号)	教育上適切な環境に定める。 (学校法施行規則1条2項)	通学距離がおおむね6km以内 (施設費国庫負担法施行令3条1項2号)
学校規模	12～18学級を標準 (学教法施行規則17条) 分校は5学級以下 (学教法施行規則18条)	おおむね12～18ないし24学級 (施設費国庫負担法施行令3条)	12～18学級を標準 (学校法施行規則17条、55条) 分校は2学級以下 (学校法施行規則18条、55条)	おおむね12～18ないし24学級 (施設費国庫負担法施行令3条)
学級編制	1学級50人以下を標準 (学教法施行規則20条)	1学級 40人 (標準法3条2項)	1学級50人以下を標準 (学校法施行規則20条、55条)	1学級 40人 (標準法3条2項)
教職員	校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養教員、事務職員を置く。 (学教法28条1項等) 各学級に専任の教諭1名以上を置かなければならない (学教法施行規則22条)	学校規模等に応じて、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養教員、事務職員等の定数の標準を定めている (標準法6条、7条) 標準的な教諭数(標準法6条、7条)	校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養教員、事務職員を置く (学教法28条1項、40条等) 1学級当たり教諭2名をおくことを基準とする (学教法施行規則52条)	学校規模等に応じて、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養教員、事務職員等の定数の標準を定めている (標準法6条、7条等) 標準的な教諭数(標準法6条、7条)
施設	学校の目的を実現するために必要な校地校舎、運動場、図書館、保健室の設置 (学教法施行規則1条1項)	学校規模に応じて校舎等の必要最低面積(国庫補助限度面積)を定めている (施設費国庫負担法施行令7条) (例) 12学級 校舎 3,881m ² 屋内運動場 919m ²	学校の目的を実現するために必要な校地校舎、運動場、図書館、保健室の設置(学教法施行規則1条1項)	学校規模に応じて校舎等の必要最低面積(国庫補助限度面積)を定めている (施設費国庫負担法施行令7条) (例) 12学級 校舎 5,129m ² 屋内運動場 1,138m ²
設備・教材	学校の目的を実現するために必要な校具の設置 (学教法施行規則1条1項)	学校規模に応じ標準的に必要とされる教材の品目(367品目)数値を示している。(通知) 理科教育、算数教育に必要な設備について定めている。 (理科教育振興法施行令2条等)	学校の目的を実現するために必要な校具の設置 (学教法施行規則1条1項)	学校規模に応じ標準的に必要とされる教材の品目(317品目)数値を示している。(通知) 理科教育、算数教育に必要な設備について定めている。 (理科教育振興法施行令2条等)

(注) 学教法 学校教育法
施設費国庫負担法 義務教育諸学校施設費国庫負担法
標準法 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

【小学校児童及び中学校生徒の通学基本方針】

市内小学校児童・中学校生徒の通学については、**徒歩通学**を原則としますが、均衡のあるより良い教育環境をつくるために、当市の特性（地形・気候など）を考慮し、地域によっては配慮しなければならない箇所が生じてきます。

配慮事項については次のとおりとします。

（１）遠距離通学となる概ね４ｋｍ以上の児童及び６ｋｍ以上の生徒への通年補助（冬期は３ｋｍ以上の児童及び５ｋｍ以上の生徒）。

- ・ＪＲ、路線バス等運賃に対処する補助。
- ・スクールバス運行による補助。

（２）通学区が変更し、概ね５ｋｍ以上となる地域、特に橋梁を利用しなければならない地域における通年補助。

（木島地区（上新田・安田を除く）、笹沢・針田・関沢）

- ・スクールバス等運行による補助。

（３）通学距離が概ね５ｋｍ以上となる地域（特に橋梁を利用しなければならない地域においては概ね４ｋｍ以上）における冬期間補助。

（深沢、市ノ口、有尾、北町、木島地区上新田）

- ・公共交通等必要となる運賃に対処する補助。

（４）通学距離が概ね３ｋｍ以上の地域における夏季自転車通学の認可。

- ・利用者（保護者含む）が必要に応じて自転車通学を学校長へ申請。
各学校の運営（きまり）に基づき認可を行う。
- ・認可条件（自己による自転車保険加入等）を含むとともに定期的な講習及び点検の実施。

市内小学校遠距離通学 区域表

学校名	対象地区	交通手段	期間	距離	備 考
秋津小	深沢	徒歩	通年	4.1km	現状児童ゼロ
飯山小	奈良沢(城六平)、西山、分道、堂平、斑尾	コミュニティバス	通年	5.3km～12.5km	
泉台小	大川、涌井、関屋、堰口、大平、中谷、倉本、滝ノ脇、濁池	スクールバス	通年	5.0km～11km	
	尾崎、顔戸(1～3年)	路線バス＋徒歩	通年	3.2km～3.9km	
	法寺(1～3年)、中曽根(1～3年) 顔戸(4～6年)	路線バス＋徒歩	冬期	2.7km～3.2km	
東小	笹沢(1～3年)	路線バス＋徒歩	冬期	3.1km	
戸狩小	三郷、温井、羽広山、土倉、柄山	路線バス＋徒歩	通年	4km～11km	1年生は帰りはスクールバス
	曽根(1～3年)	路線バス＋徒歩	冬期	3.2km	二ツ宮バス停より上の区域が対象。 1年生は帰りはスクールバス
	川面(1～3年)	スクールバス	通年	3.1km	
	西大滝、藤沢、桑名川(名立・馬場・新屋・和水)	スクールバス	通年	12km～13km	
	柏尾(1～3年)、北原(1～3年)	スクールバス	冬期	2.3km～3.5km	
	小泉(1～3年)	スクールバス	冬期	3.1km	

「義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律施行令」第4条にて

適正な学校規模の条件として通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内
中学校にあってはおおむね6km以内であること。とされている。

市内中学校遠距離通学 区域表

学校名	対象地区	交通手段	期間	距離	備 考
城南中	西山、(分道)、堂平、斑尾	コミュニティバス	通年	7km～ 15km	分道バス停まで一部補助
	城六平(国際スキー場)	コミュニティバス	冬期	5km	距離は6kmに満たないが、冬期間危険であり経費がかからないことから特別に許可する。
	深沢	タクシー	冬期	4.8km	
	市ノ口・有尾・北町	JR(北飯山ー飯山)	冬期	4.5km～ 4.7km	飯山市コミュニティバス 飯山駅～城南中(100円)運行
	上新田	路線バス	冬期	4.3km	
	天神堂、下木島、山岸、其綿、吉、坂井、野坂田	スクールバス	通年	4.8km～ 6.2km	
城北中	倉本、中谷、滝ノ脇、濁池	スクールバス	通年	12km～ 16km	
	大平、堰口、湧井、大川、山口、藤ノ木、小佐原、四ツ屋、南条、上新田、笹川	スクールバス	通年	6.5km～ 13km	
	中条	スクールバス	通年	5.4km	
	西大滝、藤沢、馬場、名立、新屋、和水、下境、上境	JR	通年	6.8～ 14.5km	
	柄山、土倉、羽広山、温井、三郷	路線バス	通年	7km～ 11.7km	
	神戸、福島、富田、中組、戸那子、小菅、笹沢、針田、関沢	スクールバス	通年	4.5km～ 9.5km	

「義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律施行令」第4条にて

適正な学校規模の条件として通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内
中学校にあってはおおむね6km以内であること。とされている。